

令和2年6月16日	
資料提供	
担当課	環境生活総務課
担当者	中村・石井
電話(直通)	073(441)2674

和歌山県地球温暖化防止活動推進センター指定団体を募集します

- 和歌山県では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成17年度から県内の1団体を本県における地球温暖化対策に関する普及啓発の拠点として「和歌山県地球温暖化防止活動推進センター」（以下「県センター」という。）に指定してきました。
- ついては、現在の団体の指定期間が令和3年3月末日で満了するため、県センター（指定期間：令和3年4月1日～令和6年3月31日）として指定を希望する団体を募集します。

1 県センターの役割

- ・主な業務は地球温暖化防止を目的とした、県内での「啓発・広報」「支援」「調査・研究」「情報提供」などの活動を、行政機関、各種民間団体及び県民と連携して実施することです。
- ・県内における地球温暖化防止に関する取組を主体的に実施するとともに、県内各地の草の根の取組を支える、縁の下の力持ちとしての役割も担っています。

2 応募資格

地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人（NPO法人）であって、以下の各号の要件を満たすものとします。

- (1) 定款又は寄付行為の目的に、地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図る趣旨が記されていること。
- (2) 県内に事務所を有し、地球温暖化防止に関する事業、調査・研究等の活動歴があり、県内一円において、地球温暖化の防止に寄与する活動を行える体制を整えていること。
- (3) 上記事務所に県センターの業務を行うスタッフを常時1名以上配置できること。

3 応募期間

令和2年6月22日（月）～令和2年7月22日（水）午後5時必着

4 応募方法

県ホームページで公表している「和歌山県地球温暖化防止活動推進センター指定団体募集要領」を参照の上、令和2年7月22日（水）午後5時までに、下記「5 提出・問合せ先」宛てに持参又は郵送してください。（郵送の場合は書留で提出期限必着。）

URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/ontai/d00204319.html>

5 提出・問合せ先

和歌山県 環境生活部環境政策局 環境生活総務課 環境計画班

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 担当：中村・石井

TEL：073-441-2674 / FAX：073-433-3590 / E-mail：e0317001@pref.wakayama.lg.jp